

第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託募集要領

1 趣旨

この要領は、第47回全国豊かな海づくり大会福井県実行委員会（以下「委託者」という。）が、第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募により企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

※全国豊かな海づくり大会について

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて漁業の振興と発展を図ることを目的とし、昭和56年から毎年全国各地で開催されている国民的行事の一つ。

2 業務概要

(1) 業務名

第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託

(2) 業務目的

令和10年に福井県で開催する第47回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）では、福井の海、河川、森林がもたらす豊かな恵みを次世代に繋ぐため、栽培漁業、水産資源の保護、環境保全の重要性を広く訴えるとともに、水産物をはじめとした福井の魅力を全国に発信することを基本理念としている。そのため、大会行事やそれにまつわる関連行事、豊かな海づくりに向けた取組等を広域かつ明瞭に発信し、県民をはじめ多くの人々が情報を収集しやすいウェブサイト（以下「本サイト」という。）を構築することを目的とする。

(2) 業務内容

別添「第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託仕様書」による

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託金額

3,300,000円（税込）以内

3 応募資格要件

応募できる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) この公募の日から契約の日までの間に、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(6) 福井県内に本店、支店、営業所または事業所を有すること。

(7) 今回の委託契約を誠実に履行し、納期を確実に守ることができること。

(8) 委託者と打合せを行い、その指示に速やかに対応できること。

4 スケジュール（予定含む）

内容	期日
プロポーザル募集開始	令和8年10月9日（金）
参加申込書類提出締切	令和8年10月23日（金）17時まで
参加資格認定通知	令和8年10月27日（火）
質問の受付締切	令和8年11月6日（金）17時まで
企画説明書類提出締切	令和8年11月16日（月）17時まで
審査委員会開催（プレゼンテーション審査）	令和8年11月24日（火）以降 ※参加資格認定通知に記載予定
審査結果通知	審査委員会開催後
契約締結	令和8年12月上旬以降

5 応募に関する事項

(1) 募集要項等の公告

募集要項等については、福井県農林水産部水産課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込及び参加資格確認書類の提出

ア 参加申込

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下表の書類を提出すること。

提出書類	提出部数	様式
公募型プロポーザル参加申込書	1部	様式1
会社概要 ※既存の資料（パンフレット等）に代えることもできる。	1部	様式2

イ 提出方法

郵送（書留郵便または配達証明できるものに限る。）又は持参。

持参の場合は、閉庁日を除く平日の9時から17時まで受け付ける。

ウ 提出期限

令和8年10月23日（金）17時まで

エ 提出先

下記10の「問合せ先・書類提出先」と同じ。

(3) 企画提案書類の作成及び提出

提出書類、留意事項、提出方法、提出期限、提出先は、別紙①【企画提案作成要領】に記載のとおり行うこと。

(4) 質問の受付及び回答

本公募型プロポーザルへの質問がある場合は事務局へ回答を求めることができる。

① 質問方法及び回答

本公募型プロポーザルへの質問がある場合は個別に電話・電子メールで受け付け、2営業日以内に回答する。ただし、参加申込書類提出締切（令和8年10月23日（金）17時）以降は、参加申込を行った者の質問のみ個別に受け付け、回答する。また、質問が参加申込を行った者全員に周知すべき内容である場合は、一斉メールを行い回答する。

※問合せ先：下記10の「問合せ先・書類提出先」のとおり。

※電子メールで質問を行う場合は、必ず電話で着信の確認をすること。

② 質問の受付締切

令和8年11月6日（金）17時まで

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づき公開することがある。

イ 提出された書類は、採用の有無に関わらず返却しない。

ウ 提出された書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

エ 契約者以外の企画提案内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

(5) 費用負担

本公募型プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

6 審査及び候補者の選定方法

(1) 審査委員会の設置

別紙⑤【公募型プロポーザル審査委員会設置要領】に基づき、審査委員会を設置する。

(2) 審査の方法

別紙⑥【公募型プロポーザル審査要領】に基づき、企画提案及びプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、委託先候補者を選定する。

＜審査委員会開催日＞

令和8年11月24日（火）以降に開催予定

1社につき30分程度（説明15分、質疑応答15分）

※プレゼン時間は参加者数によって短縮される場合がある。

※日時、場所等の詳細については参加資格認定通知で通知する。

(3) 審査結果

審査委員会開催後に、全ての参加者に文書（電子メール）で通知する。

7 契約の締結及び契約手続きについて

(1) 6により選定した委託先候補者と、提案された企画内容を基に詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 採用された企画提案については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。

(3) 最終的な業務委託仕様書は、企画提案された内容を基に実行委員会事務局が作成する。

(4) 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

- (5) 業務の全部又は一部について、実行委員会事務局の承諾無しに他者に再委託することはできない。

8 失格事由

次の一つに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加資格の無い者が提案した場合。また、参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 5(3)について、所定の期間及び提出先に提出しない場合。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2つ以上の提案をした場合。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案した場合。
- (5) 企画提案に関連して談合等の不正行為があった場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (7) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている場合。
- (8) 審査委員会を正当な理由なく欠席した場合。
- (9) 上に掲げるものの他、提出書類の重大な記載不備等により、実行委員会事務局が無効であると判断した場合。
- (10) 仕様を満たさない項目がある場合。

9 その他意事項

- (1) 企画提案等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事案に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (2) 企画提案等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 企画提案参加表明書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

10 問合せ先・書類提出先

第47回全国豊かな海づくり大会福井県実行委員会事務局

（福井県農林水産部水産課内）

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁8階

TEL：0776-20-0484

メールアドレス：umidukuri@pref.fukui.lg.jp